

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

令和8年4月1日から、食事で支払われる報酬等にかかる「現物給与の価額」が変更になります。また、住宅で支払われる報酬等にかかる「現物給与の価額」は令和8年10月1日から見直し後の価額が適用されることとなりました。

同日以後に適用される資格取得届、月額変更届、算定基礎届等の「報酬月額」のうち『現物によるものの額』は、変更後の価額により算出ください。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					R8.9.30まで住宅で支払われる報酬等	R8.10.1から住宅で支払われる報酬等	その他
	1人1ヵ月当り	1人1日当り	1人1日当り (朝食のみ)	1人1日当り (昼食のみ)	1人1日当り (夕食のみ)	1人1ヵ月当り (畳1畳につき)	1人1ヵ月当り (総面積1㎡につき)	
北海道	25,500	850	210	300	340	1,110	530	時価
青森県	24,300	810	200	280	330	1,040	460	時価
岩手県	24,600	820	210	290	320	1,110	520	時価
宮城県	24,600	820	210	290	320	1,520	680	時価
秋田県	24,600	820	210	290	320	1,110	490	時価
山形県	25,200	840	210	290	340	1,250	540	時価
福島県	24,300	810	200	280	330	1,200	540	時価
茨城県	24,300	810	200	280	330	1,340	600	時価
栃木県	24,300	810	200	280	330	1,320	590	時価
群馬県	23,700	790	200	280	310	1,280	550	時価
埼玉県	24,300	810	200	280	330	1,810	840	時価
千葉県	24,900	830	210	290	330	1,760	830	時価
東京都	25,500	850	210	300	340	2,830	1,330	時価
神奈川県	25,200	840	210	290	340	2,150	1,010	時価
新潟県	24,600	820	210	290	320	1,360	580	時価
富山県	24,900	830	210	290	330	1,290	560	時価
石川県	25,200	840	210	290	340	1,340	580	時価
福井県	25,500	850	210	300	340	1,220	540	時価
山梨県	24,300	810	200	280	330	1,260	560	時価
長野県	23,700	790	200	280	310	1,250	560	時価
岐阜県	24,300	810	200	280	330	1,230	540	時価
静岡県	24,300	810	200	280	330	1,460	650	時価
愛知県	24,300	810	200	280	330	1,560	710	時価
三重県	24,900	830	210	290	330	1,260	580	時価
滋賀県	24,600	820	210	290	320	1,410	640	時価
京都府	25,200	840	210	290	340	1,810	830	時価
大阪府	24,600	820	210	290	320	1,780	820	時価
兵庫県	24,900	830	210	290	330	1,580	730	時価
奈良県	24,300	810	200	280	330	1,310	580	時価
和歌山県	24,600	820	210	290	320	1,170	490	時価
鳥取県	25,500	850	210	300	340	1,190	500	時価
島根県	25,500	850	210	300	340	1,150	500	時価
岡山県	24,900	830	210	290	330	1,360	620	時価
広島県	25,200	840	210	290	340	1,410	670	時価
山口県	25,200	840	210	290	340	1,140	500	時価
徳島県	24,900	830	210	290	330	1,160	510	時価
香川県	24,900	830	210	290	330	1,210	550	時価
愛媛県	24,900	830	210	290	330	1,130	500	時価
高知県	25,200	840	210	290	340	1,130	490	時価

福岡県	24,600	820	210	290	320	1,430	670	時価
佐賀県	24,300	810	200	280	330	1,170	510	時価
長崎県	24,900	830	210	290	330	1,150	510	時価
熊本県	25,200	840	210	290	340	1,150	530	時価
大分県	24,600	820	210	290	320	1,170	530	時価
宮崎県	24,300	810	200	280	330	1,080	490	時価
鹿児島県	24,300	810	200	280	330	1,110	470	時価
沖縄県	26,400	880	220	310	350	1,290	620	時価

(令和8年厚生労働省告示第94号 令和8年4月1日適用)

※赤字表示が今回の変更箇所です。

〈食事〉・・・上表の3分の2以上を本人が負担している場合は、現物による食事の供与はないものとして扱います。

〈住宅〉・・・【令和8年9月30日まで】

価額の算出は、居住用の室を対象にします。

居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・食事室などの居住用の室

〔玄関・台所(炊事場)・トイレ・浴室・廊下などの居住用以外の室、また、店・事務室・旅館の客室などの営業用の室は含めません〕

洋間など畳を敷いていない居住用の室については、広さを畳敷きに換算(畳1畳1.65㎡)
ダイニングキッチン(台所部分)を除き換算

【令和8年10月1日から】

価額の算出は、居住する住宅の床面積の合計(総面積)を対象とします。

居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・食事室などの居住用の室・玄関・台所(炊事場)・トイレ・浴室・廊下など。ただし、別棟の物置・車庫の面積や共同で使用している部分の面積は除きます。